

第二期磐田市子ども・子育て支援事業計画について

1 計画策定にあたって

(1) 近年の国の少子化対策

2012（平成 24）年、「子ども・子育て関連 3 法^{※1}」が制定され、これに基づき「子ども・子育て支援新制度」が本格施行されました。

子ども・子育て支援新制度では、必要とする全ての家庭が利用できるような支援の量の拡充と、子どもたちがより豊かに育っていけるように支援の質の向上という、支援の量と質の確保を両輪とすることを目的に、「質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供」、「保育の量的拡大・確保、教育・保育の質的改善」及び「地域における子ども・子育て支援の充実」の 3 つを柱として掲げています。また、当初平成 26 年度までの時限立法であった「次世代育成支援対策推進法」も 10 年間延長され、「切れ目のない子ども・子育て支援」を行うこととなりました。

子ども・子育て支援新制度の施行以後も、国は子育てを取りまく環境（少子高齢化、女性の就労率の上昇、それに伴う保育ニーズの増加、労働者の長時間労働など）を改善・支援するために、「ニッポン一億総活躍プラン^{※2}」（2016（平成 28）年～）の策定、「働き方改革実行計画^{※3}」（2017（平成 29）年～）の策定、「子育て安心プラン^{※4}」（2017（平成 29）年～）の公表、「新しい経済政策パッケージ^{※5}」（2017 年（平成 29 年）～）の策定など、様々な取り組みを始めています。

※1）「子ども・子育て 3 法」

「子ども・子育て支援法」（平成 24 年法律第 65 号）、「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律」（平成 24 年法律第 66 号）、「子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」（平成 24 年法律第 67 号）の 3 つの法律を指す。

※2）「ニッポン一億総活躍プラン」（首相官邸ホームページより）

我が国の構造的な問題である少子高齢化に真正面から挑み、「希望を生み出す強い経済」、「夢をつむぐ子育て支援」、「安心につながる社会保障」の「新・三本の矢」の実現を目的とする「一億総活躍社会」の実現に向けて、平成 28 年 6 月 2 日に閣議決定された。

※3)「働き方改革実行計画」(内閣府ホームページより)

「ニッポン一億総活躍プラン」において、一億総活躍社会に向けた最大のチャレンジと位置付けられた働き方改革については、働き方改革の実現を目的とする実行計画の策定等に係る審議に資するため、2016年9月より、内閣総理大臣を議長とする「働き方改革実現会議」が開催された。時間外労働の上限規制の在り方など長時間労働の是正、同一労働同一賃金の実現などによる非正規雇用の処遇改善等をテーマに討議が行われ、2017年3月に「働き方改革実行計画」が取りまとめられた。

※4)「子育て安心プラン」(内閣府ホームページより)

25歳から44歳の女性就業率の上昇や、保育の利用希望の増加が見込まれることから、2018(平成30)年度から2022(平成34)年度末までに女性就業率80%にも対応できる約32万人分の保育の受け皿を整備することを掲げている。

※5)「新しい経済政策パッケージ」(内閣府ホームページより)

少子高齢化という最大の壁に立ち向かうため、政府は2017年12月8日に閣議決定された。「人づくり革命」と「生産性革命」を車の両輪としており、このうち、「人づくり革命」については、幼児教育の無償化、待機児童の解消、高等教育の無償化など、2兆円規模の政策を盛り込み、子育て世代、子供たちに大胆に政策資源を投入することで、社会保障制度を全世代型へと改革することとした。

(2) 策定の趣旨

平成27年度からスタートした「第一期磐田市子ども・子育て支援事業計画」は平成31年度(令和元年度)をもって計画期間が満了します。第一期計画では、「子育ては家庭から」という考えを第一義としながらも、市全体で「質の高い乳幼児期の教育・保育の総合的な提供」、「保育の量的拡大」、「地域・社会における子育て支援」に向けた施策を展開してきました。そして、「子育てなら磐田」と誰もが実感できるようにしていくため、計画を推進してきました。

今般策定する「第二期磐田市子ども・子育て支援事業計画」(以下「本計画」という)では、第一期計画での施策・確保方策を継承し、より発展させることで、本市の「切れ目のない子ども・子育て支援」の実施をさらに推進してまいります。本市で子育てする市民の皆様が、安心して子育てできると実感し、本市に住んでよかったと思っただけの施策を、これから一層広い観点を持って、よりきめ細やかに展開してまいります。

(3) 計画の位置づけ

①計画の根拠

本計画は、子ども・子育て支援法第61条に基づく、市町村子ども・子育て支援事業計画であり、次世代育成支援対策推進法第8条に基づく市町村行動計画、「新・放課後子ども総合プラン」に基づく市町村行動計画としての位置づけも含む計画として策定します。

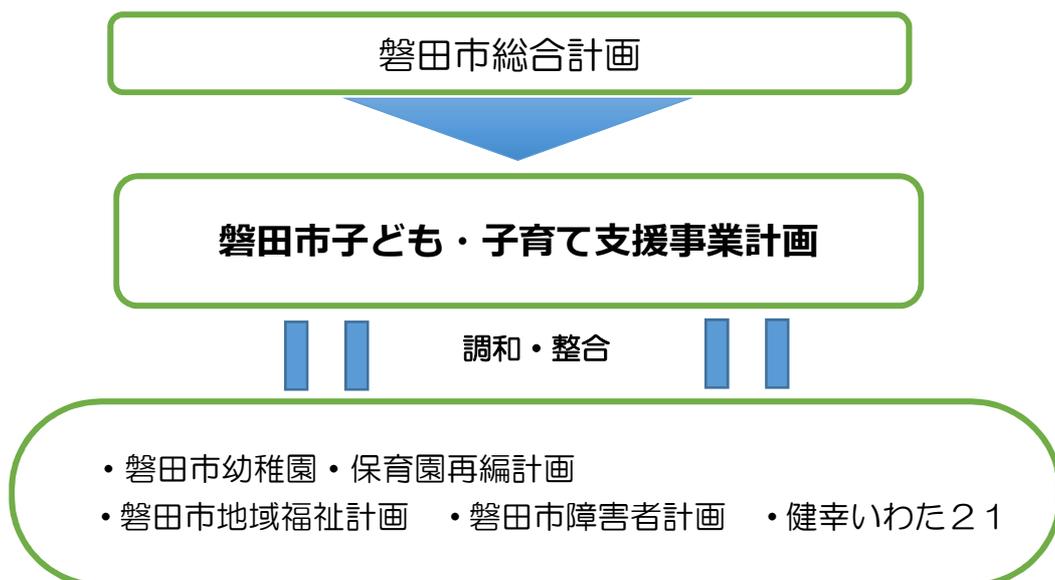
さらに、「子どもの貧困対策の推進に関する法律」に基づく「子どもの貧困対策に関する大綱」を勘案し、子どもの貧困対策についても定めます。

また、安心して子どもを産み、健やかに育てるためには、医療や福祉、教育等の諸施策との連携のもと、切れ目なく母子保健サービスが提供されることが重要であると考えます。本事業計画においては、「母子保健計画」を重要な柱の一つとして位置づけるとともに、母子保健の視点から必要と考える具体的な事業を計画全体に組み入れていきます。

②関連する計画

本計画は、市のまちづくりの総合的指針である「磐田市総合計画」を上位計画とし、子ども・子育て支援の視点で具体化する分野別計画であり、その他関連する分野別計画との調和と整合性を図り策定するもので、保健、医療、福祉、教育、生活環境、就労環境（ワークライフバランス）、地域づくり等のさまざまな分野にわたり、総合的な展開を図っていきます。

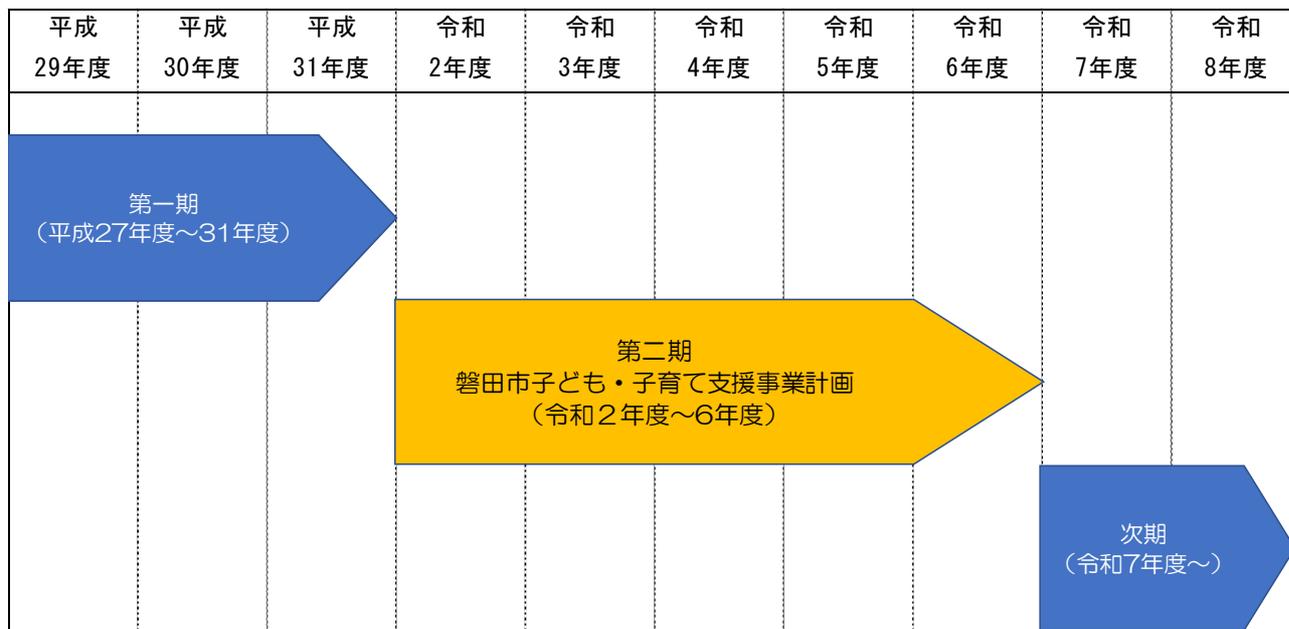
関連計画との関係



③計画の期間

本事業計画は、子ども・子育て支援法第 60 条に基づいて定められた基本指針に即し、令和2年度を初年度とし、令和6年度までの5年間で第二期の計画期間とします。

ただし、具体的な事業内容は、社会情勢や磐田市の子どもや子育て家庭を取り巻く状況に応じて見直しを行います。

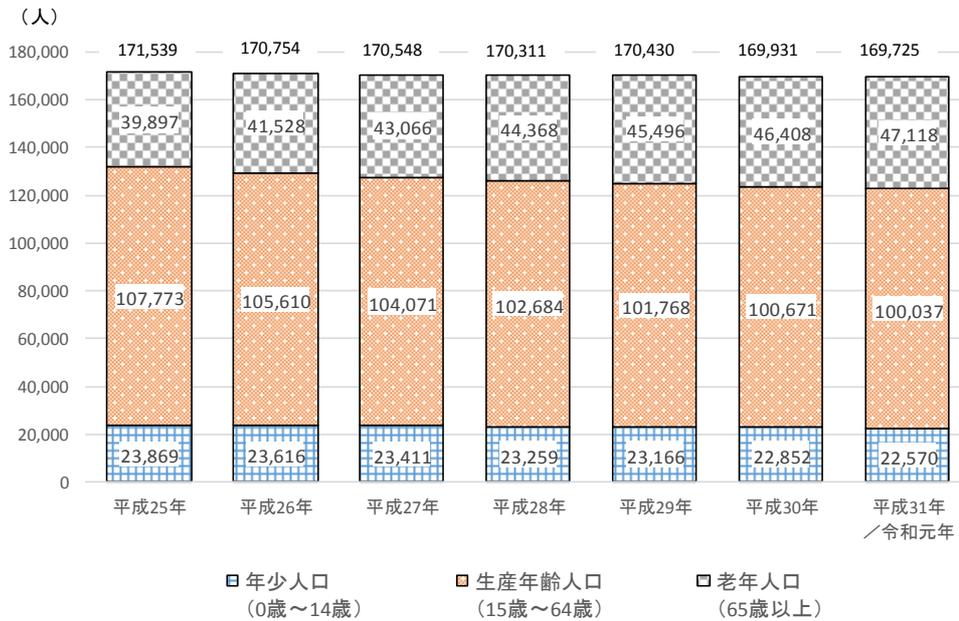


2 統計資料から見る磐田市の現状

(1) 本市における人口の状況

① 人口全体の推移（人口の推移、年齢3区分別人口割合、人口ピラミッド、自然動態、社会動態）

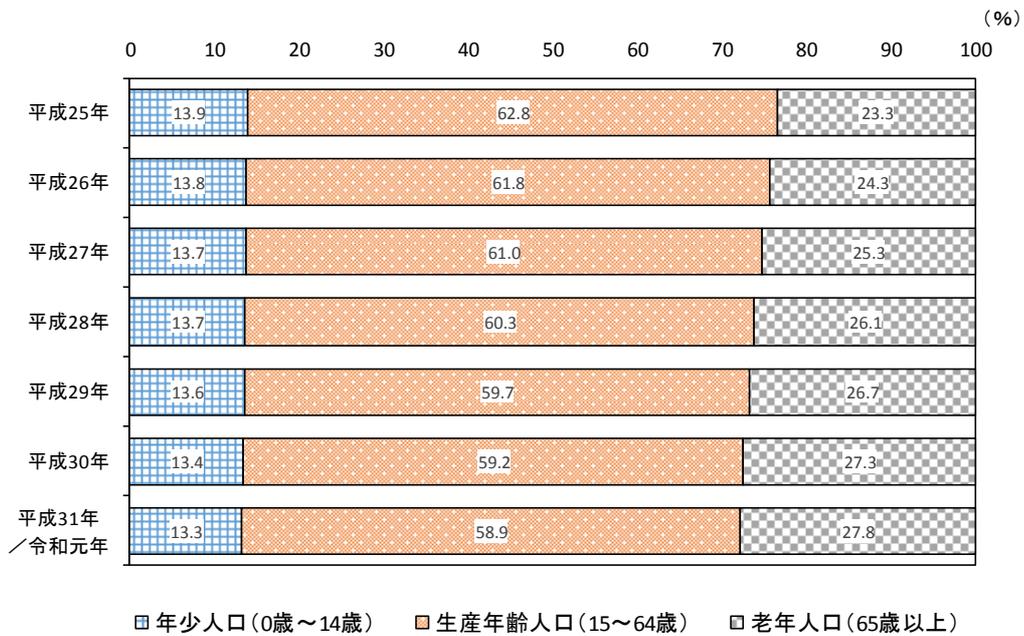
【図1】人口の推移



【資料】住民基本台帳（各年3月30日現在）

本市の人口は平成25年以降減少傾向が続き、平成30年には169,931人と17万人を下回り、平成31年／令和元年では169,725人となっています。

【図2-1】年齢3区分別の人口割合の推移



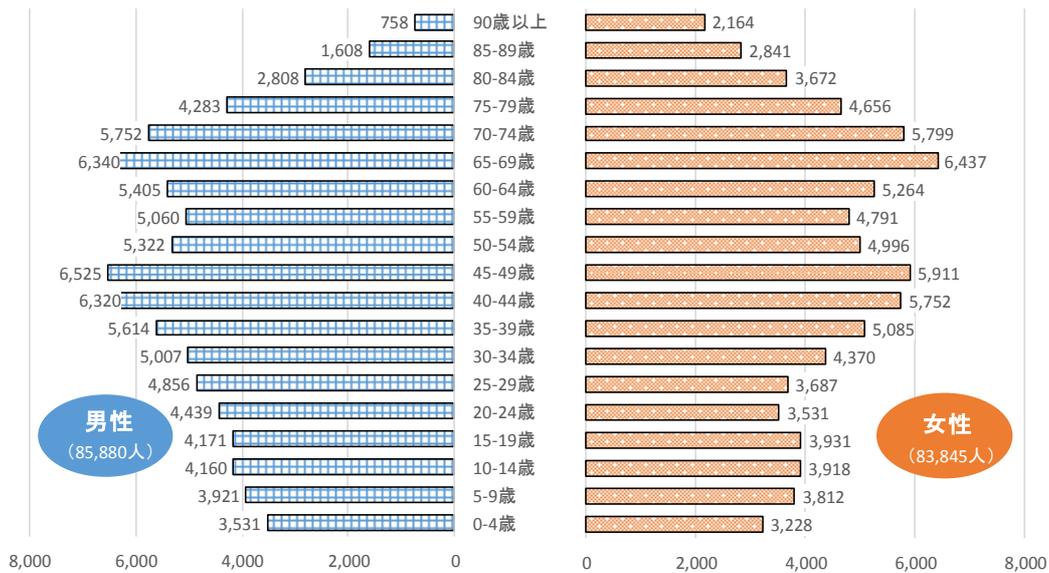
【資料】住民基本台帳（各年3月30日現在）

本市の年齢3区分別人口の推移をみると、年少人口（0歳～14歳）の割合は13%台で推移しているものの年々減少しており、平成31年／令和元年は13.3%となっています。

生産年齢人口（15歳～64歳）の割合は平成25年以降減少傾向にあり、平成31年／令和元年は58.9%と60%を下回っています。

老年人口（65歳以上）の割合は、平成25年以降増加傾向にあり平成31年／令和元年は27.8%となっています。

【図2-2】人口ピラミッド



【資料】住民基本台帳（各年3月30日現在）

本市の人口ピラミッドは「つぼ型」となっています。※1

5歳階級別人口を見ると、男性は45-49歳の人口が最も多く、次いで65-69歳の人口が多くなっています。女性は65-69歳の人口が最も多く、45-49歳の人口が多くなっています。男女ともに、65-69歳のいわゆる「団塊の世代」と、第二次ベビーブームで団塊の世代から生まれた子どもたちである「団塊ジュニア世代」の人口が多くなっています。

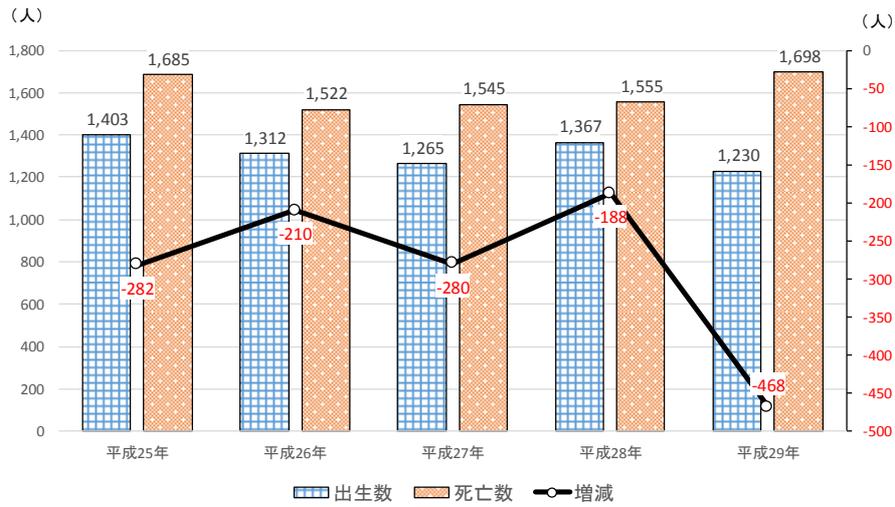
一方、20歳未満の人口の中で、0～4歳児の人口が最も少なくなっており、少子化が進んでいることがわかります。

※1) 人口ピラミッドとは、人口の男女別・年齢別構成を比較する場合に用いられるもので、0歳を基底にし、順次高年齢を上からピラミッドのように積上げたグラフのことである。

人口ピラミッドはその形によって「富士山型」、「つりがね型」、「つぼ型」などの種類がある。

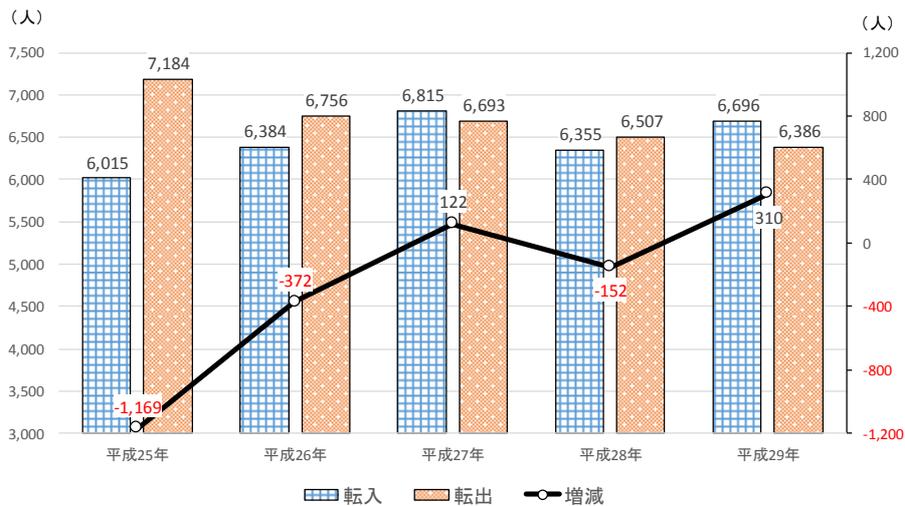
人口ピラミッドの「つぼ型」とは、高年齢層の割合が高く、低年齢層の割合が低い形の事で、少子高齢化の状態を表しており、少産少死で将来人口が減少していくことが予想される。

【図3-1】自然動態



【資料】磐田市統計書 平成30年版

【図3-2】社会動態



【資料】磐田市統計書 平成30年版

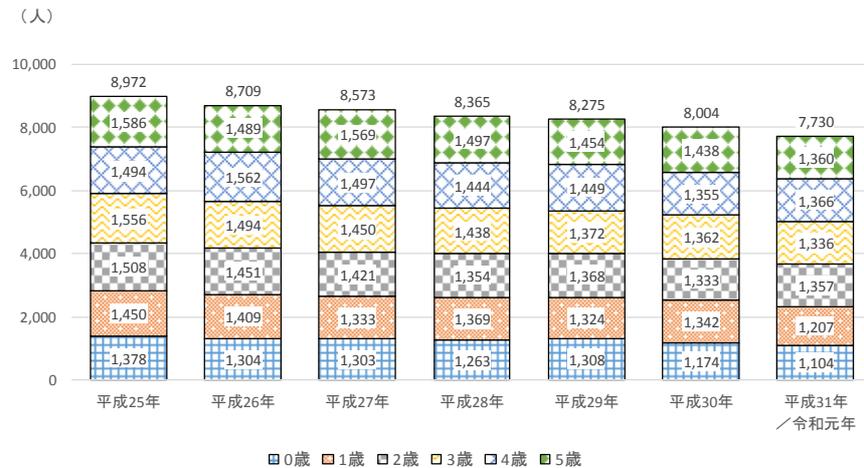
自然動態は死亡数が出生数を上回る「自然減」の傾向が続いており、平成29年は出生数が1,230人、死亡数が1,698人と468人死亡数が上回っています。

社会動態は平成25年では1,169人の社会減でしたが、平成29年では転入6,696人、転出6,386人と310人の社会増となっています。

自然減が社会増を上回っているため、人口が減少しています。

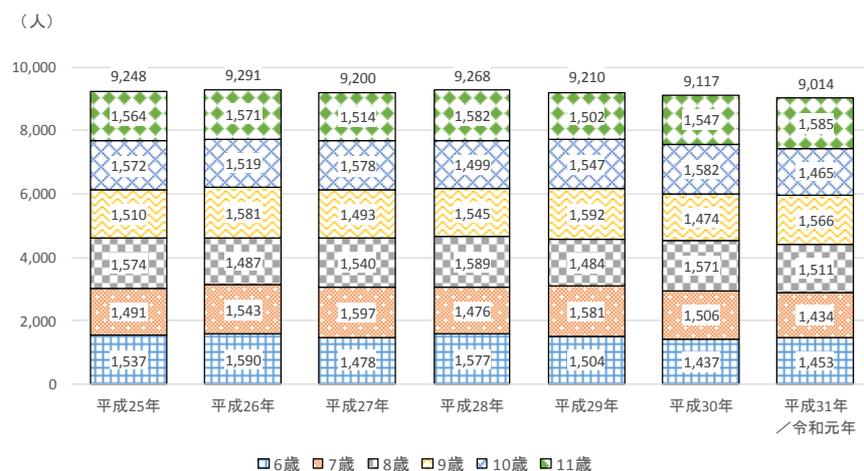
② 児童人口の推移（0歳～5歳人口の推移、6歳～11歳人口の推移）

【図4-1】0歳～5歳人口年齢別推移



【資料】住民基本台帳（各年3月30日現在）

【図4-2】6歳～11歳人口年齢別推移



【資料】住民基本台帳（各年3月30日現在）

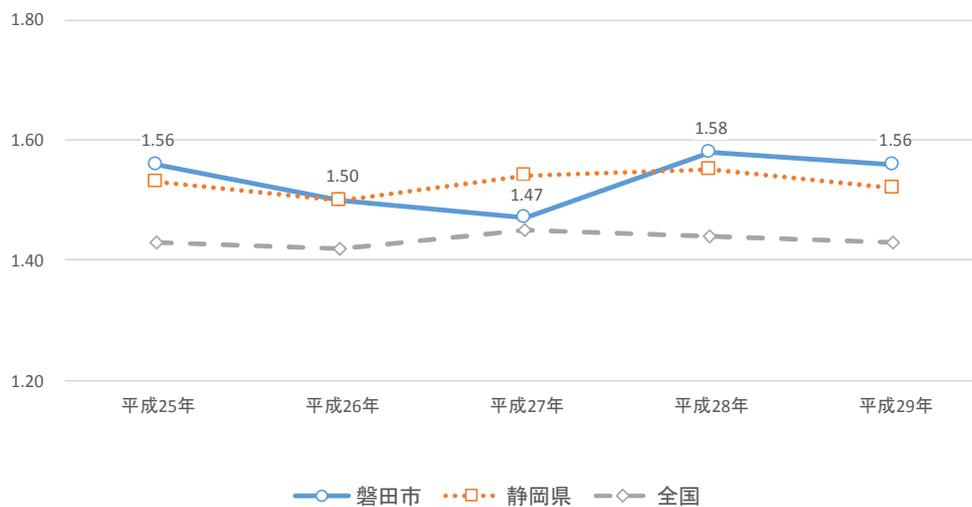
0歳～5歳の人口の推移は、平成25年以降減少を続けており、平成25年では8,972人でしたが、平成31年／令和元年では7,730人となっています。

特に0歳児の人口が平成29年から平成30年にかけて134人と大きく減少しています。

6歳～11歳の人口の推移は、平成25年から平成29年にかけて増減を繰り返しながらも9,200人台の横ばいで推移してきましたが、平成29年以降は減少傾向にあり、平成31年／令和元年では9,014人となっています。

③ 合計特殊出生率の推移

【図5】合計特殊出生率の推移



| | 平成25年 | 平成26年 | 平成27年 | 平成28年 | 平成29年 |
|-----|-------|-------|-------|-------|-------|
| 磐田市 | 1.56 | 1.50 | 1.47 | 1.58 | 1.56 |
| 静岡県 | 1.53 | 1.50 | 1.54 | 1.55 | 1.52 |
| 全国 | 1.43 | 1.42 | 1.45 | 1.44 | 1.43 |

【資料】厚生労働省 「人口動態統計」(全国、静岡県)

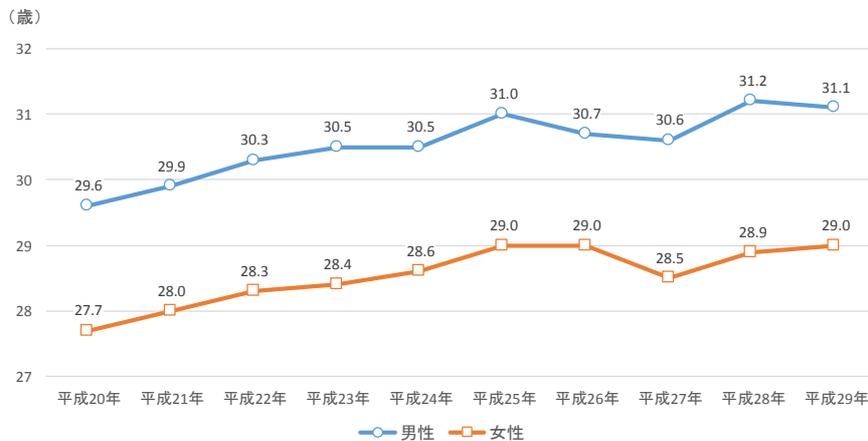
※平成25年～平成29年の磐田市の合計特殊出生率については、磐田市の試算による

磐田市の合計特殊出生率は、平成26年と平成27年を除いて全国・静岡県を上回っており、平成29年では静岡県と比較して0.04ポイント、全国と比較して0.13ポイント上回り、1.56となっています。

(2) 結婚と出産の状況

①初婚の平均年齢

【図6】男女別初婚の平均年齢の推移



【資料】静岡県人口動態統計

平成20年から平成29年までの過去10年間の初婚の平均年齢を見ると、男女ともに初婚の平均年齢は上昇傾向にあります。

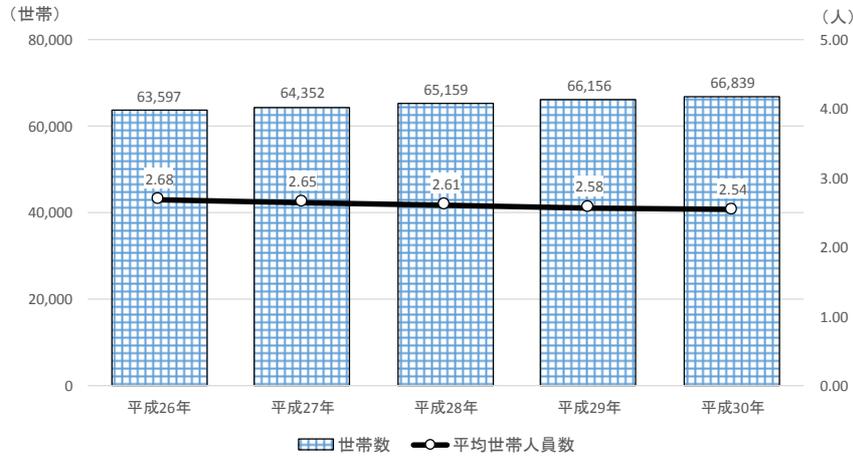
男性の平均初婚年齢は平成20年では29.6歳でしたが、平成29年では31.1歳と1.5歳上昇しています。

女性の平均初婚年齢は平成20年では27.7歳でしたが、平成29年では29.0歳と1.3歳上昇しています。

(3) 家庭の状況（世帯数と平均世帯人員の推移、ひとり親世帯の状況、世帯構成比の推移）

① 世帯数と世帯人員

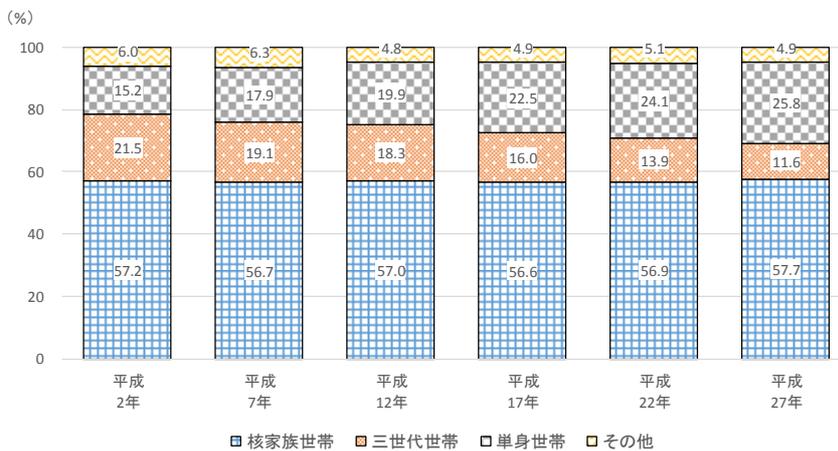
【図7】世帯数と平均世帯人員の推移



【資料】磐田市統計書 平成30年版
(各年3月30日現在)

② 世帯構成比

【図8】世帯構成比の推移



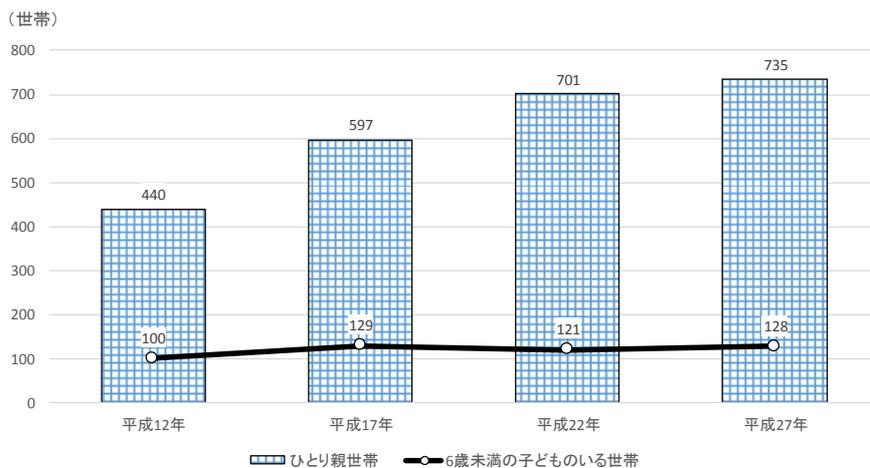
【資料】国勢調査

世帯数は人口の減少傾向に対して年々増加しており、平成30年は66,839世帯となっています。一方で世帯あたりの平均人数は平成25年以降減少傾向にあり、平成30年は2.54人となっています。

世帯構成比について、核家族世帯の割合は平成2年以降57%前後で推移しており、平成27年では57.7%となっています。一方で単身世帯の割合は平成2年以降増加傾向にあり、平成27年では25.8%となっています。

③ ひとり親世帯の状況

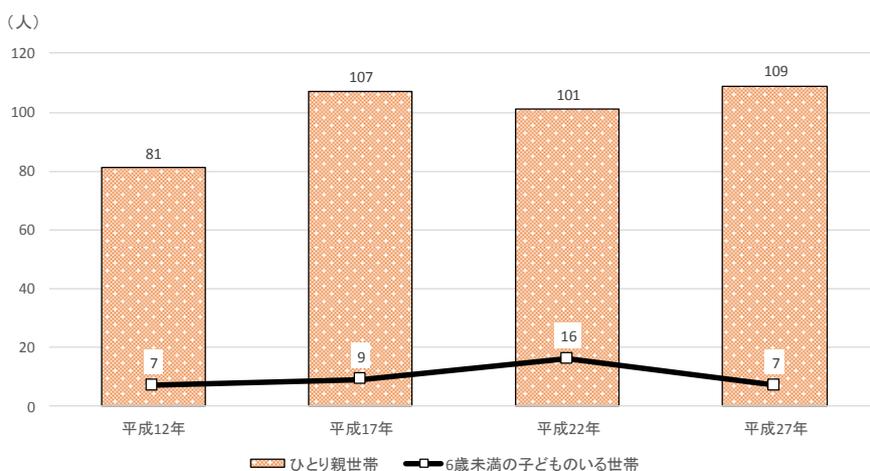
【図9-1】母子家庭世帯の状況



【資料】国勢調査

※平成12年は旧磐田市、豊田町、竜洋町、福田町、豊岡村の合計

【図9-2】父子家庭世帯の状況



【資料】国勢調査

※平成12年は旧磐田市、豊田町、竜洋町、福田町、豊岡村の合計

ひとり親世帯の状況について、母子家庭は増加傾向にあり、平成12年では母子家庭数は440世帯でしたが、平成27年では735世帯となっています。

また、母子家庭世帯のうち6歳未満の子どもがいる世帯は、平成12年では100世帯、平成27年で128世帯となっています。

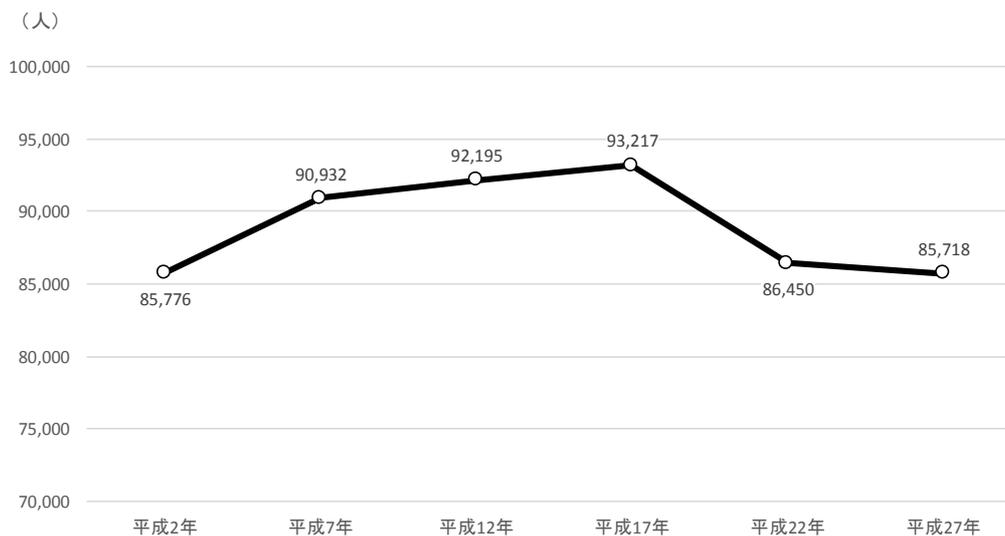
父子家庭も母子家庭と同様に増加傾向にあり、平成12年では父子家庭数は81世帯でしたが、平成27年では109世帯となっています。

また、父子家庭世帯のうち6歳未満の子どもがいる世帯は、平成27年で7世帯となっています。

(4) 就業の状況 (就業人口 (15 歳以上) の推移、産業別就業人口構成比の推移、女性の年齢別就業率)

①-1 就業人口

【図 10-1】 就業人口 (15 歳以上) の推移



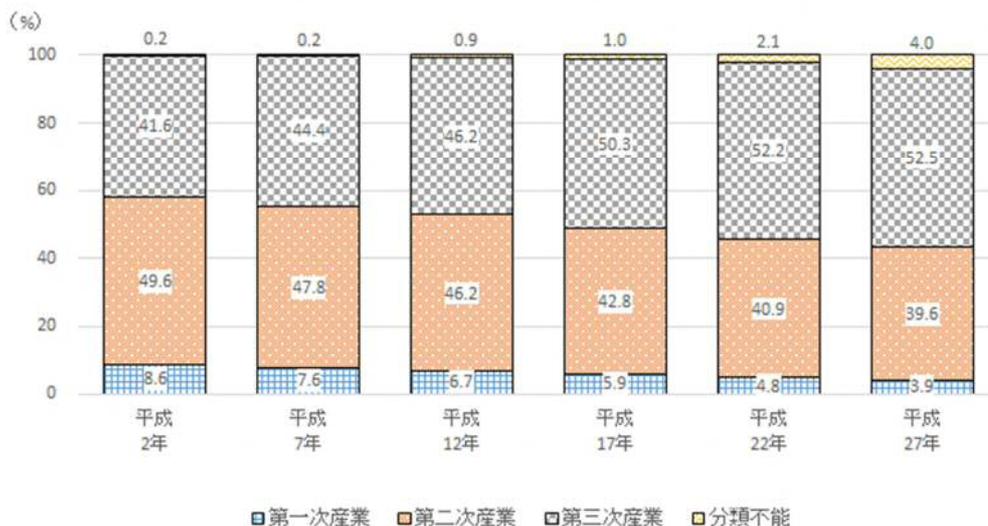
【資料】 国勢調査

※平成 12 年は旧磐田市、豊田町、竜洋町、福田町、豊岡村の合計

本市の就業人口は、平成 2 年から平成 17 年までは増加傾向にあり、平成 17 年では 93,217 となりましたが、その後は減少傾向に転じ、平成 27 年では 85,718 人となっています。

①-2 産業別就業人口構成比の推移

【図 10-2】産業別就業人口構成比の推移



【資料】国勢調査

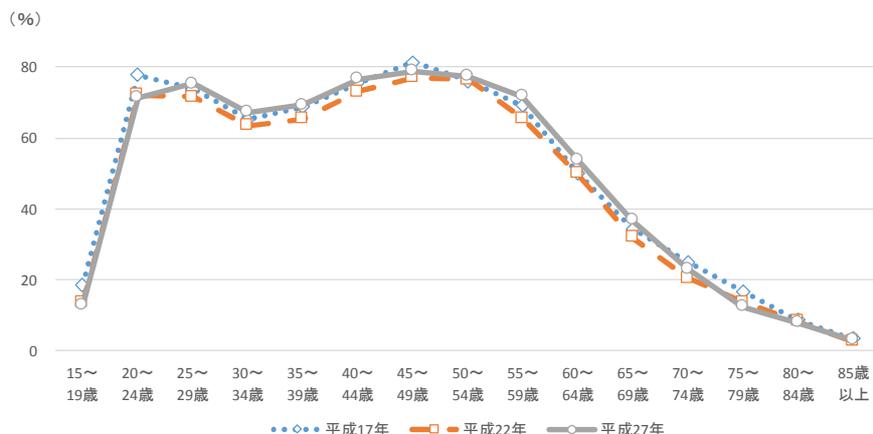
※平成 12 年は旧磐田市、豊田町、
竜洋町、福田町、豊岡村の合計

産業別就業人口構成比の推移について、第一次産業と第二次産業の割合は年々減少しており、第一次産業の割合は平成 2 年では 8.6%でしたが、平成 27 年では 3.9%となっており、また第二次産業の割合は平成 2 年では 49.6%でしたが、平成 27 年では 39.6%となっています。

一方で第三次産業の割合は年々増加しており、平成 2 年では 41.6%でしたが平成 27 年では 52.5%となっており全体の 5 割を超えています。

②-1 女性の労働力状況（磐田市）

【図 11-1】女性の労働力状況（磐田市）

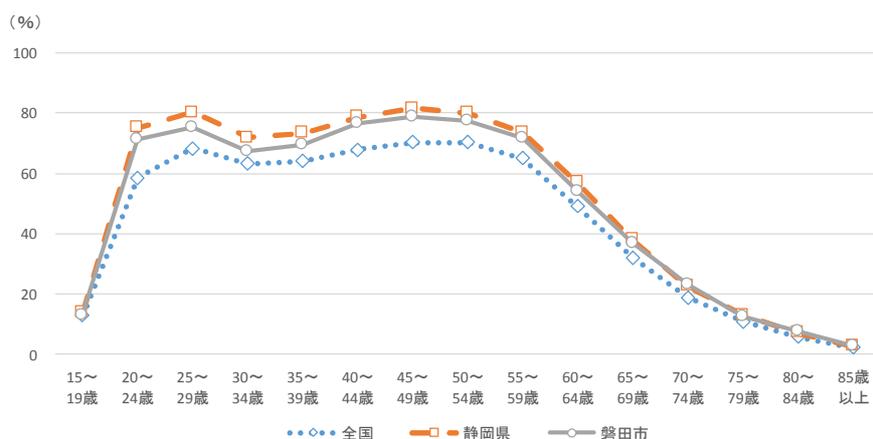


【資料】国勢調査

磐田市の女性の労働力率について、20～29歳の労働力率が高く、30～39歳で労働力率が下がり、40歳以降で再び労働力率が上がるといういわゆる「M字カーブ」の形になっています。平成17年と平成27年を比べると、20～24歳の女性の労働力率は平成17年の方が高くなっていますが、25～44歳の女性の労働力率は平成27年の方が高くなっています。

②-2 女性の労働力状況（平成27年全国、静岡県比較）

【図 11-2】女性の労働力状況（平成27年全国、静岡県比較）



【資料】国勢調査

平成27年の全国、静岡県、磐田市の女性の労働力率を見ると、「M字カーブ」の形になっていますが、磐田市は全国よりも女性の労働力率が高い一方、静岡県の割合よりは低くなっています。

2-1 統計資料から見る磐田市の現状（まとめ）

- 少子高齢化が進み、また社会増よりも自然減の数が上回っていることにより、今後人口が減少していくことが見込まれる。
- 男女ともに 10 年前と比べると初婚の平均年齢が上がっており、晩婚化が進んでいる。それに伴い、子どもを産む年齢も上昇していくものと考えられる。
- 平成 25 年～平成 31 年にかけて、0 歳～5 歳児人口は 1,000 人以上急減している。6 歳～11 歳人口は同期間で 200 人程度の減少にとどまっているが、0 歳～5 歳児人口の急減傾向が続けば、今後は少子化が加速度的に進行していくと考えられる。
- 世帯構成比について、平成 2 年以降核家族世帯は 57%程度の割合で横ばいに推移しているが、単独世帯数は増加していきっており、平成 2 年では 15%だったが平成 27 年では 25%以上と 10 ポイント以上割合が増加している。
- 母子家庭数について、平成 12 年では 440 世帯だったが平成 27 年では 735 世帯と約 300 世帯増加しており、ひとり親世帯の子育て支援策も検討していく必要があると考えられる。
- 女性の労働力率について、平成 17 年と比べると、平成 27 年では全体的に労働力率が上昇傾向にあり、働く女性が増えつつあると考えられる。

第二期磐田市子ども・子育て支援事業計画の構成（案）

第一期計画の構成を踏襲しつつ、一部を再編成し、計画全体で第1章～第6章とする予定です。

| 追加・変更項目（案） | |
|------------|--|
| 第1章 | <ul style="list-style-type: none"> ・計画の位置づけに「子どもの貧困対策の推進に関する法律」に基づく、子どもの貧困対策を追加 ・関連計画に磐田市障害者計画を追加 |
| 第2章 | 第一期計画の取り組み状況を追加 |
| 第4章 第5章 | <ul style="list-style-type: none"> ◆量の見込み及び確保方策に関する章の追加及び行動計画の整理再編 ・子ども・子育て支援法に基づく基本的記載事項である、「教育・保育提供区域の設定について」、「教育・保育等の量の見込みと提供体制の確保」、「地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと提供体制」の確保の内容について、独立した章とする ・行動計画についてもニーズ調査結果、第一期の実績を踏まえ、整理・再編する |
| | <ul style="list-style-type: none"> ◆国の基本指針の改正案が、近く示されることから、その内容に即して計画を策定する ※現時点で示されている主な内容 ・児童福祉法改正等による社会的養育・児童虐待防止対策に係る改正に関する事項の見直し ・新・放課後子ども総合プランを踏まえた市町村計画の作成に関する事項について追記 |

第二期計画の構成(案)

| 第一期計画(現行計画) | 第二期計画 |
|---|--|
| 第1章 計画策定にあたって <ol style="list-style-type: none"> 1 近年の国の少子化対策 2 策定の趣旨 3 計画の位置づけ 4 計画策定の方法 | 第1章 計画策定にあたって <ol style="list-style-type: none"> 1 近年の国の少子化対策 2 策定の趣旨 3 計画の位置づけ <ul style="list-style-type: none"> ・子ども貧困対策を位置づけに追加 ・障害者計画を関連計画に追加 4 計画策定の方法 |
| 第2章 磐田市の現状と課題 <ol style="list-style-type: none"> 1 磐田市の現状 2 現状から見える磐田市の課題 | 第2章 磐田市の現状と課題 <ol style="list-style-type: none"> 1 磐田市の現状 2 第一期計画の取り組み状況（追加） 3 現状から見える磐田市の課題 |
| 第3章 基本構想 <ol style="list-style-type: none"> 1 基本目標 2 基本的な考え方 3 子育てのまち行動指針 4 行動計画の体系 | 第3章 基本構想 <ol style="list-style-type: none"> 1 基本目標 2 基本的な考え方 3 子育てのまち行動指針 4 行動計画の体系 |
| 第4章 行動計画 <ol style="list-style-type: none"> 行動指針Ⅰ 行動指針Ⅱ 行動指針Ⅲ 行動指針Ⅳ 行動指針Ⅴ 行動指針Ⅵ 行動指針Ⅶ | 第4章 行動計画（再編） |
| 第5章 計画推進に向けて <ol style="list-style-type: none"> 1 事業計画の周知 2 事業の評価と行動計画の見直し 3 磐田市子ども・子育て会議 | ※再編 <ol style="list-style-type: none"> 第5章 教育・保育に係る量見込みと確保の内容（追加） <ol style="list-style-type: none"> 1 教育・保育に係る量見込みと確保 2 地域子ども・子育て支援事業に係る量見込みと確保 第6章 計画推進に向けて <ol style="list-style-type: none"> 1 事業計画の周知 2 事業の評価と行動計画の見直し 3 磐田市子ども・子育て会議 |

第一期計画の取り組み状況

第一期計画では、国の子ども・子育て支援法に基づく基本指針により、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業について、量の見込みに対する確保の内容を数値目標として設定し、子どもや子育て家庭を取り巻く環境の整備を進めてきました。

(1) 教育・保育事業の実績(進捗状況)

| | 直近実績値 (在園児数) | A:計画値 (量の見込み) | B:確保量実績値 (定員) | 量の確保 進捗率 (A/B) |
|----------|-----------------|------------------|------------------|----------------------|
| | 2018(H31.3) | 2019(H31) | 2019(H31) | |
| 1号(3-5歳) | 2,577 | 2,490 | 3,424 | 137.5% |
| 2号(3-5歳) | 1,885 | 1,870 | 1,964 | 105.0% |
| 3号(1・2歳) | 1,134 | 1,160 | 1,060 | 91.4% |
| 3号(0歳) | 260 | 320 | 319 | 99.7% |

(2) 地域子ども・子育て支援事業の実績(進捗状況)

| | | A:直近実績値 | B:計画値 (量の見込み) | 進捗率(A/B) |
|---------------------|-----------|-----------|------------------|----------|
| | | 2018(H30) | 2019(H31) | |
| 一時預かり事業 | | 36,998 | 43,000 | 86.0% |
| 地域子育て支援拠点事業 | 実施箇所 | 10 | 10 | 100.0% |
| | 月当たり利用者 | 8,852 | 9,580 | 92.4% |
| 利用者支援事業 | 基本型(箇所) | 1 | 1 | 100.0% |
| | 母子保健型(箇所) | 1 | 1 | 100.0% |
| 病後児保育事業(人日) | | 564 | 700 | 80.6% |
| 放課後児童健全育成事業 | | 2,173 | 1,782 | 121.9% |
| ファミリーサポートセンター事業(人日) | | 3,131 | 4,300 | 72.8% |
| 子育て短期支援事業(人日) | | 0 | 80 | 0.0% |
| 乳児家庭全戸訪問事業(人) | | 1,216 | 1,400 | 86.9% |
| 養育支援訪問事業 | | 5 | 8 | 62.5% |
| 妊婦に対する健康診査(回) | | 14,281 | 16,680 | 85.6% |

〈幼児教育の無償化 概要〉

■ 幼児教育無償化の背景・趣旨等

- ・消費税率の引上げによる財源を活用し、少子高齢化という国難に正面から取り組む
 - ・幼児教育の無償化をはじめとする負担軽減措置を講ずることは、重要な少子化対策の1つ
 - ・子供達に質の高い幼児教育の機会を保障する事は極めて重要
 - ・これまで段階的に推進してきた無償化の取り組みを一気に加速する
- ① 現行制度の幼稚園、保育所、認定こども園等の保育料を無償化
 - ② 現行制度の対象外の幼稚園、認可外保育施設等の利用者への給付制度を創設
 - ③ 就学前の障害児の発達支援についても、併せて無償化を進める

■ 保護者負担額(保育料)

| 現行法 | 施設 | 種別・事業種類等 | | 0～2歳 | 3～5歳 |
|-------|--|----------------|----------|----------------|----------------|
| 対象施設 | 認可保育施設 ・保育園 ・こども園 ・小規模等 | 住民税非課税世帯 | | 0円 | 0円 |
| | | 〃 課税世帯 | | 対象外 | 0円 |
| | 障害児通所施設 | 住民税非課税世帯 | | 0円 | 0円 |
| | | 〃 課税世帯 | | 対象外 | 0円 |
| | 幼稚園 | 新制度移行園 | *公立幼稚園 | / | 0円 |
| 対象外施設 | 幼稚園 | 新制度未移行園 | *マリア・富士見 | / | 上限額 25,700円 |
| | 認可外保育施設等 ・保育園 ・一時預かり事業 ・ファミサポ事業 | 保育の必要性 あり世帯 | 住民税非課税世帯 | 上限額 42,000円 | 上限額 37,000円 |
| | | | 〃 課税世帯 | 対象外 | 上限額 37,000円 |
| | | 保育の必要性なし世帯 | | | 対象外 |

《対象者数見込み》

- ・幼稚園卒 約2,500人
- ・保育園卒 約1,740人
- ・障害児通所施設 約200人

■ 財源負担

- ① 現行制度と同じ負担割合 ⇒ 国1/2、県1/4、市1/4 ※公立は、国県負担なし
- ② H31年度に限り、地方負担部分について全額国費により補てん

放課後児童クラブの現況(公設公営クラブ)

令和元年5月1日現在

| No. | クラブ名 | 開設場所 | 常勤職員数(人) | 利用児童数(人) |
|-----|--------------|--------------|----------|----------|
| 1 | 磐田北小第1児童クラブ | 見付交流センター2階 | 2 | 30 |
| 2 | 磐田北小第2児童クラブ | 磐田北小北校舎1階 | 2 | 31 |
| 3 | 磐田北小第3児童クラブ | 磐田北小北校舎2階 | 2 | 26 |
| 4 | 磐田北小第4児童クラブ | 磐田北小南校舎1階 | 2 | 28 |
| 5 | 磐田北小第5児童クラブ | 磐田北小南校舎北側2階 | 2 | 29 |
| 6 | 富士見小第1児童クラブ | 富士見小敷地内専用施設 | 3 | 34 |
| 7 | 富士見小第2児童クラブ | | 2 | 35 |
| 8 | 富士見小第3児童クラブ | 富士見小付近借家 | 2 | 24 |
| 9 | 磐田中部小第1児童クラブ | 磐田中部小分教室 | 2 | 24 |
| 10 | 磐田中部小第2児童クラブ | 磐田中部小分教室 | 3 | 50 |
| 11 | 磐田中部小第3児童クラブ | 磐田中部小分教室 | 2 | 25 |
| 12 | 磐田西小第1児童クラブ | 中泉交流センター2階 | 3 | 34 |
| 13 | 磐田西小第2児童クラブ | 磐田中部小分教室 | 2 | 32 |
| 14 | 磐田西小第3児童クラブ | 磐田西小南校舎1階 | 2 | 33 |
| 15 | 東部小第1児童クラブ | 御厨交流センター1階 | 2 | 20 |
| 16 | 東部小第2児童クラブ | 東部小南校舎1階 | 2 | 34 |
| 17 | 東部小第4児童クラブ | 東部小敷地内専用施設1階 | 3 | 31 |
| 18 | 東部小第5児童クラブ | 東部小敷地内専用施設2階 | 3 | 31 |
| 19 | 田原小第1児童クラブ | 旧農協田原支店 | 2 | 27 |
| 20 | 田原小第2児童クラブ | 田原小北校舎1階 | 2 | 27 |
| 21 | 磐田南小第1児童クラブ | 磐田南小北校舎1階 | 2 | 31 |
| 22 | 磐田南小第2児童クラブ | 旧農協天竜支店1階 | 2 | 35 |
| 23 | 磐田南小第3児童クラブ | 旧農協天竜支店2階 | 2 | 28 |
| 24 | 長野小第1児童クラブ | 長野小北校舎1階 | 2 | 19 |
| 25 | 長野小第2児童クラブ | 長野小北校舎1階 | 2 | 19 |
| 26 | 向笠小児童クラブ | 向笠小体育館2階 | 2 | 22 |
| 27 | 大藤小児童クラブ | 大藤小南校舎1階 | 2 | 31 |
| 28 | 岩田小児童クラブ | 岩田小特別棟1階 | 2 | 15 |
| 29 | 福田小第1児童クラブ | 福田小南校舎1階 | 2 | 32 |
| 30 | 福田小第2児童クラブ | 福田小南校舎2階 | 2 | 32 |
| 31 | 福田小第3児童クラブ | 福田小北校舎1階 | 2 | 31 |
| 32 | 豊浜小児童クラブ | 豊浜小南校舎1階 | 2 | 29 |
| 33 | 竜洋西小第2児童クラブ | 竜洋西小敷地内専用施設 | 2 | 19 |
| 34 | 竜洋西小第3児童クラブ | 竜洋西小北校舎1階 | 2 | 29 |
| 35 | 竜洋東小児童クラブ | 竜洋東小1階 | 2 | 26 |
| 36 | 竜洋北小第1児童クラブ | 竜洋北小1階 | 2 | 35 |
| 37 | 豊田北部小第1児童クラブ | 豊田北部小北校舎1階 | 3 | 30 |
| 38 | 豊田北部小第2児童クラブ | | 2 | 33 |
| 39 | 豊田北部小第3児童クラブ | | 2 | 32 |
| 40 | 豊田東小第1児童クラブ | 豊田東小敷地内専用施設 | 2 | 37 |
| 41 | 豊田東小第2児童クラブ | | 2 | 37 |
| 42 | 豊田南小第1児童クラブ | 豊田南小南校舎専用室 | 3 | 31 |
| 43 | 豊田南小第2児童クラブ | 豊田南小体育館2階 | 2 | 28 |
| 44 | 豊田南小第3児童クラブ | 豊田南小付近賃貸ビル2階 | 2 | 26 |
| 45 | 青城小第1児童クラブ | 青城小北校舎1階 | 2 | 34 |
| 46 | 青城小第2児童クラブ | 青城小北校舎1階 | 2 | 35 |
| 47 | 豊岡南小第1児童クラブ | 豊岡南小北校舎1階 | 2 | 26 |
| 48 | 豊岡南小第2児童クラブ | 豊岡南小北校舎1階 | 2 | 24 |
| 49 | 豊岡北小児童クラブ | 豊岡北小敷地内専用施設 | 2 | 39 |
| 合 計 | | | 105 | 1,450 |

2019年10月1日から

3歳から5歳までの障害のある子どもたちのための 児童発達支援等の利用者負担が無償化されます

就学前の障害児を支援するため、下記のサービスについては、対象者の利用者負担を無料とします。

無料となるサービス

- ・ 児童発達支援
- ・ 医療型児童発達支援
- ・ 居宅訪問型児童発達支援
- ・ 保育所等訪問支援
- ・ 福祉型障害児入所施設
- ・ 医療型障害児入所施設

対象となる子ども

無償化の対象となる期間は、「満3歳になって初めての4月1日から3年間」です。

(具体的な対象者の例)

| 時 期 | 対 象 者 |
|---------------------------|--|
| 2019年10月1日 ～2020年3月31日 | 誕生日が 2013年4月2日～2016年4月1日までの障害のある子ども |
| 2020年4月1日 ～2021年3月31日 | 誕生日が 2014年4月2日～2017年4月1日までの障害のある子ども |

※ 利用者負担以外の費用（医療費や、食費等の現在実費で負担しているもの）は引き続きお支払いいただくこととなります。

※ 幼稚園、保育所、認定こども園等と、上記サービスの両方を利用する場合は、両方とも無償化の対象となります。

無償化にあたり、新たな手続きは必要ありません。

ご利用の障害児サービス事業所との間で、年齢を伝えるなどして無償化対象であることを事前にご確認ください。

問い合わせ先：磐田市 こども部こども未来課

TEL: 0538-37-2012

MAIL: kodomo@city.iwata.lg.jp

こども・若者相談センターの概要

概略

こどもから若者までのあらゆる相談に対応するため、各種専門相談員を配置した相談センターをiプラザ内に開設しました。

事業内容・対象

こども・若者相談センターでは、これまで子育て支援課で行ってきた「児童虐待防止事業」「女性相談事業」を引き継いで行なうことに加え、中学校卒業以降の若者とその家族を対象とした「こども・若者相談事業」を行っていきます。

- ・来庁での相談、電話での相談に応じていきます 【センター代表 0538-37-2018】
→ 児童虐待に関する連絡・通告もセンター代表番号へお願いします
- ・電話相談は各相談事業に専用の相談ダイヤルを設け、相談員が対応します

○児童虐待防止事業 【こども相談ダイヤル 0538-35-4317】

児童虐待防止対策・虐待事案への対応、措置解除後の継続的なソーシャルワーク（国が市町に設置を求めている“市区町村子ども家庭総合支援拠点”の機能を満たす）

○女性相談事業 【女性相談ダイヤル 0538-37-4844】

DVの相談対応・支援、女性からの相談全般（主に離婚・家族関係）への対応

○こども・若者相談事業 【若者相談ダイヤル 0538-37-2752】

主に中学校卒業以降の若者世代とその家族を対象に、主にひきこもり・ニートの方やその家族の方からの相談への対応

職員体制

教員・保健師・保育士などの有資格者、相談業務経験のある相談員が対応します

【正規職員 5名】

- | | | | |
|--------|----|------|----|
| ○センター長 | 1名 | ○事務員 | 2名 |
| ○教員 | 1名 | ○保健師 | 1名 |

【嘱託職員（相談員）6名】

- | | | | |
|-----------|----|------------|----|
| ○家庭児童相談員 | 1名 | ○女性相談員 | 1名 |
| ○子ども家庭支援員 | 1名 | ○こども・若者相談員 | 3名 |

見込まれる効果

- 子どもの年齢を問わず、親が子どもに関する相談をする先が明確になる
- 中学校卒業後の若者世代に関する相談先が明確になる
- 児童虐待・DV・ひきこもり・ニートなどの要因が絡み合った複雑なケースに対し垣根を作らず一体的に対応できる

こども・若者相談センター 運用・連携イメージ図

